

昭和63年3月16日

三郷市規則第1号

三郷市みどりの条例施行規則

別表 三郷市緑化指導基準

2 民間施設及び一般家庭

開発行為等の区域面積	緑化の基準	植栽基準
500㎡未満	開発行為等の区域に可能な限り植栽すること。	
500㎡以上 3,000㎡未満	<p>1 緑化すべき面積（以下「緑化面積」という。）は、開発行為等の区域面積の10%以上とし、植栽地を設けること。ただし、給油取扱所若しくは一戸建て専用住宅の建築を目的とする場合又は商業地域若しくは近隣商業地域における場合は、この限りでない。</p> <p>2 開発行為等の区域の土地利用の状況等により前項の基準に係る植栽地の確保が困難な場合には、植栽地とするべき面積の20%以内に限り、次に掲げる面積を緑化面積として認定することができる。</p> <p>(1) 平面緑地の面積に0.9を乗じた面積</p> <p>(2) 屋上緑地の面積に0.9を乗じた面積</p> <p>(3) 壁面緑地における緑化された外壁面の水平投影長さに1mを乗じて得た面積</p>	10㎡当たり高木1本以上及び1㎡当たり低木1本以上
3,000㎡以上	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号）第26条の規定により植栽を行うこと。	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則（昭和54年埼玉県規則第72号）第25条の規定による。

備考

- (1) 開発行為等とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為及び建築基準法第2条第13号に規定する建築行為をいう。
- (2) 高木とは成木時に高さ3.5m以上かつ植栽時1.8m以上の樹木をいい、低木とはそれ以外の樹木をいう。
- (3) 平面緑地とは地上部に地被植物が植栽された場所をいい、屋上緑地とは建物の屋上に樹木等が植栽された場所をいい、壁面緑地とは建物の外壁面を多年生のつる性植物で覆われた場所をいう。
- (4) 開発行為等の区域面積が3,000㎡以上の場合は、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に規定する手続により、埼玉県に緑化計画届出書を提出し、その認定を受けたうえで当該緑化計画届出書一式の写しを緑化計画書（様式第10号）に添付して提出すること。
- (5) 墓地等の緑化については、三郷市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成17年条例第10号）に規定する緑化基準による。